

尾張旭市監査公表第20号

令和5年6月30日付け尾張旭市監査公表第18号をもって公表した公の施設の指定管理者監査結果報告について、令和5年6月30日付け5財第36号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年7月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

尾張あさひ苑（総務部財政課）

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市保養センター尾張あさひ苑指定管理業務仕様書において、内容の誤りや記載漏れが散見される。正確性の確保を期するものとされたい。	尾張旭市保養センター尾張あさひ苑の指定管理における業務内容等の確認を徹底し、今後は正確に仕様書を作成します。